

1 1 月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 67 号

令和 6 年度（令和 5 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書の作成について

令和 6 年度（令和 5 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書を作成することについて、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和 6 年度（令和 5 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書（別添のとおり）

議案第 68 号

令和 7 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針について

令和 7 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針を下記のとおり策定することについて教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和 7 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針（別添のとおり）



美祢市教育の基本理念である「ひとが育つ、ひとが輝く、教育の美祢」の実現のためには、地域連携と小中一貫教育に積極的に取り組むことによって地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図る必要がある。

このため、山口県学校教職員人事異動方針に基づき、県教育委員会や他市町教育委員会と密接な連携をとり、各学校の課題解決や活性化等に向け、組織力を強化し、教育力の向上を図るために、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、本市が推進する児童生徒主体の授業づくりや小中一貫教育、ICT教育の実現に向けて積極的に取り組むことができる人材を配置するとともに、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、7年を超える者については、原則として異動を行う。
また、職員定数や教科の関係上、同一校4年を超える者についても、異動の対象となることがある。
- 2 教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の課題解決や活性化となるように、広い視野に立って、地域内外及び規模の異なる学校間の交流を積極的に行う。
- 3 校長、教頭等の管理職の人事に当たっては、社会の変化に的確に対応できる者で、小中一貫教育やICT教育を推進し、家庭・地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に向けて積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。

議案第 69 号

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「3 月 27 日」を「3 月 25 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

美祢市史編さん委員会設置要綱の制定について

美祢市史編さん委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 美祢市史（以下「市史」という。）の編さん事業を円滑に推進するため、美祢市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市史編さんに係る基本方針に基づき、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 市史編さんに係る重要事項に関すること。
- (2) 市史編さんに必要な資料収集、調査研究及び編集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市史編さんに必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 郷土史研究団体関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は委員会の議長となる。ただし、委員の委嘱時の最初の会議は、教育長が招集する。

(専門委員会)

第8条 委員会に、市史編さんの方針に沿って専門的な事項を協議し、調査、研究、執筆及び編集等を行う専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員会の運営は、委員会の例による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課市史編さん室において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

議案第 71 号

美祢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市教育振興基本計画策定委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱した日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安田 一富	社会教育委員	第 3 号

議案第 72 号

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱した日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
安田 一富	社会教育委員	第 3 号